

青森県報

第二千六百六号

平成十八年
三月二十二日
(水曜日)

目次

規 則

青森県営農大学校規則の一部を改正する規則…………… (構造政策課) …… 一
青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則…………… (監 理 課) …… 一

訓 令

青森県営農土地改良事業技術補助職員の設置等に関する規程を廃止する訓令…………… (農村整備課) …… 二

告 示

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程…………… (統計分析課) …… 二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… (高 齢 福 祉 保 險 課) …… 三
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定…………… (同 課) …… 三
青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (経 理 課) …… 四
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更…………… (出 納 課) …… 四
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更…………… (同 課) …… 四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出…………… (経営支援課) …… 四
土地改良区連合の定款変更の認可…………… (農村整備課) …… 五

人事委員会

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則…………… (職 員 課) …… 五

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則…………… (交通規制課) …… 六

規 則

青森県営農大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十一号

青森県営農大学校規則の一部を改正する規則

青森県営農大学校規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「別表のとおりとする」を「知事が定める」に改め、ただし書を削る。別表を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十二号

青森県建設業法施行細則の一部を改正する規則

青森県建設業法施行細則(昭和三十七年五月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第五項を削り、同条第六項中「閲覧者」を「許可申請書等閲覧しようとする

る者（以下「閲覧者」という。）に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般
農 林 水 産 事 務 所

青森県営土地改良事業技術補助職員の設置等に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営土地改良事業技術補助職員の設置等に関する規程を廃止する訓令

青森県営土地改良事業技術補助職員の設置等に関する規程（昭和四十二年十二月

青森県訓令甲第四十四号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第二百三十四号

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県人口移動統計調査規程の一部を改正する規程

青森県人口移動統計調査規程（平成十二年三月青森県告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「並びに男女別の転入前後の就業状況」を削り、同条第七号中「並びに男女別の転出前後の就業状況」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第6条関係)

整理番号：①

青森県人口移動理由等調査票

この調査票は、人口の動きを調査するためのものです。統計以外の目的には使用しませんので、ありのままをご記入くださいようお願いいたします。

青森県企画政策部統計分析課

大枠欄だけに記入または該当する番号を○で囲んでください。

1 転入ですか、転出ですか。
該当する番号を○で囲んでください。

転 入		転 出	
1 青森県内他市町村からの転入	3 青森県内他市町村への転出	4 青森県外(国外含む)からの転入	4 青森県外(国外含む)への転出

2 転入・転出の理由は何ですか。
主なものを一つだけ選び、番号を○で囲んでください。

1 転 勤	5 卒 業	6 婚 姻 関 係	7 住 宅 事 情	8 そ の 他
2 就 職	6 婚 姻 関 係 (結婚・離婚など)	7 住 宅 事 情 (新築・転宅など)		
3 転 職				
4 就 学 (入学・進学・転校)				

3 転入・転出する方及びいっしょに転入・転出する家族の性別・年齢・出生地について性別・出生地は、該当する番号を○で囲み、年齢は、届出日現在の満年齢を記入してください。

性別	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女	1 男	2 女
年齢	⑤	⑥	⑧	⑨	⑪	⑫	⑭	⑮	⑰	⑱
出生地は青森県ですか	1 はい	2 いいえ	1 はい	2 いいえ	1 はい	2 いいえ	1 はい	2 いいえ	1 はい	2 いいえ

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

青森県告示第百二十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービスを行う事業所 名称	所在地	指 定 年 月 日
有限会社 だい	十和田市東三番 町六の二五	訪問介	ヘルパース ちくば	十和田市東三番 町六の二五	平成 一六・三・一四

青森県告示第百二十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所 名 称	所在地	指 定 年 月 日
社会福祉法人愛 の園	上北郡野辺地一 字前田二三の地	社会福祉法人愛 の園野辺地在宅 介護支援センタ	上北郡野辺地一 字前田二三の地	平成 一六・三・一四

有限会社テクノ・エンジニアリング	上北郡野辺地町字田狭沢六〇	トてくの・サポ―	上北郡野辺地町字助佐小路七の八
		"	

青森県告示第百三十七号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

卸市場支店中央
出張所 八戸市大字河原木

を削る。



青森県告示第百三十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

三沢市松園二丁目二の二

株式会社ホンダプリモ三沢

2 変更内容

(一) 変更前の売りさばき場所
上北郡下田町字鶉久保二五の二

(二) 変更後の売りさばき場所
上北郡おいらせ町鶉久保二五の二

二一 売りさばき人の住所及び名称

弘前市大字城東北四丁目の一

つがる弘前農業協同組合

2 変更内容

(一) 変更前の売りさばき場所
南津軽郡岩木町大字五代字早稲田五〇九の一

(二) 変更後の売りさばき場所
弘前市大字五代字早稲田五〇九の一

青森県告示第百三十九号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

上北郡おいらせ町馳下り五五

下田町農業協同組合

二 変更内容

1 変更前の住所及び売りさばき場所
上北郡下田町字馳下り五五

2 変更後の住所及び売りさばき場所
上北郡おいらせ町馳下り五五

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース十和田東一番町店

十和田市東一番町一の六〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
	ラックバンド株式会社 八戸市大字長苗代字前田八六の一 代表取締役 飛内紀是	平成 一六・三・二〇

四 届出年月日

平成十八年三月十三日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十八年三月二十二日から同年七月二十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十八年七月二十二日

提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

土地改良区連合の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、岩木川地区土地改良区連合の定款の変更を平成十八年三月十三日認可したので、同法第八十四条において準用する同法第三十条第三項の規定により公告する。

平成十八年三月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

人 事 委 員 会

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表警察の項中

「総括研究管理官
」を

「警察署副 支給割合百分の十六及び百分の十
署長 二のものを除く。」に、

「警察署副 支給割合百分の十六のものを除く
署長」を

「警察署副 職務の級警察職給料表七級のもの
署長」に限る。に改める。

この規則は、平成十八年三月二十四日から施行する。

附 則

公 安 委 員 会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第八号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 道路において、ロボットの歩行又は移動を伴う実証実験を行うこと。
別表一般国道七号線の項を次のように改める。

青森県平川市碓ヶ関西碓ヶ関山 秋田県境から
青森県弘前市大字高田五丁目七番地五号まで

一般国道七号線

青森県弘前市大字豊田二丁目三番地から
青森県青森市長島一丁目一〇番二号まで
青森県青森市大字岩渡字熊沢二五〇番地二三九から
青森県青森市大字八ツ役字矢作七一番地一まで
青森県青森市大字新城字山田二九五番地一から
青森県青森市大字三内字沢部三〇七番地一二まで

別表一般国道百四号線の項の次に次のように加える。

一般国道二百七十九号線

青森県上北郡野辺地町字松ノ木平二六番一七から
青森県むつ市金曲一丁目八番六四号まで

別表県道三沢十和田線の項中

青森県三沢市大町三丁目一番三三号から
青森県上北郡おいらせ町上久保六三番地四三まで

を

青森県三沢市大町三丁目一番三三号から
青森県上北郡おいらせ町上久保六三番地四三まで
青森県十和田市元町西二丁目一番一号から
青森県十和田市洞内字後野三三〇番地六まで

に改め、同表市道平和公園通り線の項の次に次のように加える。

市道沼館小田線

青森県八戸市高州二丁目二〇番一四号から
青森県八戸市下長三丁目一九番九号まで

市道前田小田線

青森県八戸市大字長苗代字前田二八番地五から
青森県八戸市大字河原木字高館前一番地一まで

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭